

府中市優秀工事表彰要綱

平成29年 3月27日

要綱第30号

(目的)

第1条 この要綱は、本市の公共工事の品質の確保及び向上並びに工事の受注者の技術力の向上及び施工意欲の喚起を図るため、施工成績が特に優秀と認められる工事の受注者（以下「優秀工事施工者」という。）の表彰に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 評定 府中市工事成績評定要綱（平成18年府中市要綱第10号。以下「工事成績評定要綱」という。）第5条の規定に基づき実施する評定をいう。
- (2) 評定点 評定により算出された点数をいう。

(対象工事)

第3条 この要綱による表彰の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、表彰を行う年度の前年度（以下「対象年度」という。）に評定が行われた工事のうち、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 契約金額が500万円以上であること。
- (2) 評定点が90点以上であること。

(優秀工事施工者の要件)

第4条 優秀工事施工者は、対象工事の受注者のうち、次に掲げる工事の区分ごとに、それぞれ評定点が最も高い者とする。

- (1) 建築工事
- (2) 土木工事
- (3) 建築設備工事

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、優秀工事施工者としな

- (1) 対象年度の前年度の初日から表彰が行われる日までの間において、府中市業者指名停止基準に基づく指名停止措置を受けた者
- (2) 対象年度及び対象年度の前年度において、60点未満の評定点がある者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、表彰をすることが不相当であると市長が認める者

(表彰の方法)

第5条 市長は、優秀工事施工者に対し、表彰状の贈呈をもって表彰を行う。

(優秀工事施工者の公表)

第6条 市長は、前条の表彰を行ったときは、優秀工事施工者の名称、工事概要等を広報への掲載その他の市長が適当と認める方法により公表する。

(優遇措置)

第7条 優秀工事施工者は、表彰を受けた年度に限り、経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する審査をいう。）における総合評定値に100点を加えたものとして、市が募集する競争入札又は見積合せに申込みをすることができる。

(庶務)

第8条 表彰に関する庶務は、工事の検査事務を所管する課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、同日以降に請負契約を締結した工事について適用する。